

## 第20回山形家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成26年2月17日（月）午後1時30分から午後3時40分まで

### 第2 開催場所

山形家庭裁判所第1会議室（5階）

### 第3 出席者

（委員） 有海清彦，井上弓子，菅野ふみ，後藤順子，三瓶典子，  
嶋原文雄，高田公輝，中澤政臣，新関徳次郎，半田稔，  
鉾田達人，山川敏春（五十音順，敬称略）

（列席職員） 腰塚秀一事務局長，金子隆男首席家庭裁判所調査官，  
國分康宏首席書記官，伊藤茂勝事務局次長

（庶務） 秋元学総務課長，荒井伸安庶務係長

### 第4 議事等

#### 1 開会宣言

#### 2 新任委員紹介（敬称略）

新任委員：有海清彦，井上弓子，菅野ふみ，三瓶典子，嶋原文雄，  
新関徳次郎，半田稔

#### 3 委員長選出

委員長に嶋原委員が互選により選出された。

#### 4 協議

議題 「家庭裁判所における面会交流について」

##### (1) 基調説明等

ア 面会交流について説明したDVDを視聴した。

イ 高田委員（裁判官）及び金子家庭裁判所首席調査官から，面会交流  
を巡る調停の運営について説明を行った。

ウ 児童室仕様にした面接室の見学及び説明を行った。

## (2) 意見交換

基調説明等を踏まえて、委員による意見交換を行った。

<主な意見> (◎委員長, ○委員, ●説明者(委員), ■説明者(列席職員))

○ 面接室は、どのくらいの頻度で利用されているのか。

■ 週に1回から2回くらいは利用している。面会交流の試行の前に、監護親と子どもで来ていただいて、場所になじんでいただいたり、面接室で行う遊びのイメージをもっていただいたりしている。また、事前に非監護親に部屋を見ていただいて、心の準備や遊びのイメージを作っていただく場合もある。

◎ 子どもと同居している親の面会交流に対する不安感を緩和するため、実際に面接室をお見せすることもある。

○ 面接室を利用するのは幼児期や学童期くらいだと思われるが、離婚調停における高校生や高校を卒業したくらいの年齢の子どもの面会交流というのはどのように行うことが多いのか。

■ 高校生くらいになると、裁判所の面接室での面会交流は少ない。面接室を活用するのは小学校の低学年くらいまでの子どもが一番多いかと思われる。

兄弟がいる場合、上の子どもが中学生くらいまでであれば、一緒に面会交流を試行する場合もあるが、それ以上の年齢の場合は、当事者間でやっていただくことの方が多と思われる。

○ 子どもが複数いる場合、親が一人ずつ親権を持つということも実際あると思われるが、そのような場合の面会交流はなかなか難しいのではないかと。調停の進め方としては、子どもが二人いる場合は、どちらか一方の親に親権を与えるようにしているのか。先ほどお話いただいた民法776条の「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」ということからすれば、子どもが二人いる場合は、どちらか一方の親が引き取った方が流れとしては良いものなのか。

● 親権者を決める際の話となってくるかと思われるが、その中でよく言われていることの一つに、兄弟の不分離といったものもあり、それは観点の一つと

して考えるが、絶対の原則かという点、そうでない事案というのものもある。従前の生活の状況などを考慮しながら、多くの事案では、兄弟の関係が離れることのないよう考慮しながら進めている。

- ◎ 子どもがある程度の年齢になると、子ども自身が兄弟を離ればなれにしないでほしいという意見を言うケースもある。
- 親の意見だけに基づいて、子どもを一人ずつ分けて親権を与えるということは法の趣旨に合わないということか。
- ◎ 先ほどの条文を見ていただいたとおり、子の利益を最も優先して考慮しなければならないということなので、子どもの福祉を考えて決めていくことになる。
- 子ども自身の意向や心情を直接お聞きしているということがあるのか伺いたい。親が同席している場合もあると思われるが、子どもと調査官だけで話をするということはあるのか。
- 子どもが単独で面接できる年齢や状況にある場合には、できるだけ単独で面接を行っている。時間の長短や場所の設定などは色々ある。親と離れることができない乳幼児などの場合は、親子の交流場면을観察させていただいている。
- 子どもの気持ちを解きほぐし、本当の気持ちを引き出すためには相当な時間が必要だと思われるが、本当のことを言っているかどうかを把握できるものなのか。
- かなりの件数を扱っているので、面接前から、このような環境でこのような子の場合は、このようなことをしがちだという傾向は把握している。

監護親に言動を強いられてしまうような子もいるので、そのような環境の中で言わざるを得ないのだなということを分かった上で、話を伺うこともあるが、言葉だけで子どもの意思と評価することはない。できるだけ子どもの意向や心情というものが分かるような工夫をしており、遊びを通じて親子関係の質を見たりもしている。

面接では、言葉でやりとりするだけではなく、色々な工夫をした上で、それを

観察している。場合によっては、発達検査や心理検査など、様々な面接以外の手段を併せて行うこともある。

- 心理検査の話が出たが、面接を行っていて明らかに身体的や精神的な面で問題が見られた場合、調査官が精神科の医師にカウンセリングを受けるように働きかけを行うことはあるのか。
- 裁判所は守秘義務を負って紛争の間に入る役割になるので、機関同士の連携のような形で紹介することはできないが、話の中でこのようなことを考えた方が良いのではないかとか、色々な視点を当事者に提供しながら、カウンセリングの必要性などを少しずつ吟味していただくよう働きかけをしている。
- 実際の調停において、当事者の一方に精神科による子どものカウンセリングを勧めることはあるのか。
- 直接私からお勧めするということはないが、お互いのやりとりで、そのような疑いを持ち合っているとか、子どもと同居していない親が、不安を持っているというような場合には、お互いにどのような不安を持っているのか、それでどのような危険性があるのかといった話をしていくことになる。それをきっかけとして、親としてできることについて考えてもらう中で、少しずつ方向性の検討や理解を促していくという働きかけをさせていただいている。
- 先ほど、見せていただいた離婚届の中に養育費と面会交流の記載欄があったが、例えば親権者を母親に決めて離婚届を提出したようなケースにおいて、中学生、高校生くらいの子どもの父親に会いたいのに会わせてもらえない場合、子どもが父親に面会を求める調停の申立てはできるものなのか。未成年者であっても意思能力の観点からすれば、調停の申立てはできるようにも思われるが。
- 山形で私が把握している限りは実例はない。例えば、15歳を超えたような子どもであれば、手続の中で意見を聞くというプロセスを行っているが、子どもの側から調停を申し立てるということになると、親権者が決まっているので実際どのような方法で申し立てるのかというのは、課題があるように思われる。

- 調停まで至らず、親同士が協議して離婚届を出して、面接させないと子どもに言い聞かせている親も実際いると思われる。現実には少ないと思われるが、親の承諾がなければ未成年者からの調停申立ては基本的には受け付けられないことになるのか。
- 未成年者の場合、手続法のルールに自分一人で手続上の申立てや行為をする資格というものが限られている。そのルールに抵触してしまう限りは、受け付けられないということになる。
- 今のケースであれば、監護している親が妨害しているということになるので、自分の監護親に対し、非監護親との面会を認めてもらいたという話になると思われる。中学生以上であれば自分で連絡をとり、会うことができるのではないのか。
- ある程度の年齢になると、監護していない親に対し、自分から連絡をとったり、その親の元に行ってしまうといったことがあり、その後の両親間の紛争のきっかけになることもあるので、子どもがある程度の年齢になると、その意思を考慮していくことが多くなるとと思われる。
- 親の不仲によって、非行に走るということもあると思われる。子どもの意思がなかなか周囲に認めてもらえない、親からも認めてもらえないときの葛藤も非行の引き金になる場合もあると思われる。調停の場合は、子どもの意思を十分尊重することになるのかもしれないが、調停に至らずに離婚届を出されているケースの場合、裁判所は関与しないことになるのか。
- 裁判所の場合は、法律に基づいた申立てがなされた場合に、それをお受けして始まるという手続になるので、行政庁のようなケースワーク的な関わり方となると、裁判所だけでは対応しきれないケースがある。裁判所が把握できるのは、裁判なり調停といった申立ての形になってきたものということになる。
- 弁護士会としても、子どもからの申立てを弁護士として手助けするようなことを考えており、子どもから相談があれば何らかの対応はすることになる。

- ◎ 面会交流を求める片方の親から、面会交流の調停の申立てをすることになるのか。
- 例えば、両親間の話し合いを促す活動を事実上していただくようなことはあるが、その結果、両親間でルールを話し合う手続を求められれば、それは調停の形になるので、そこから先は裁判所の手続となる。
- 学校の先生や児童相談所の方が一緒に参加する話し合いというのはどのようなものなのか伺いたい。
- 調査を行う場合は、元々ケースにいずれかの機関が関わっているということが前提であり、全く児童相談所と関わりのない場合に、裁判所から児童相談所に相談を持ちかけるということは現実的に難しい。小さい子どもの場合、情緒的な問題や発達の問題があったり、あるいはDV等で母子がシェルターに入っている場合もあるので、福祉関係の方が関与されていることも少なくはない。そのような場合は、当事者の求めに応じて関係機関の方にお話を聞かせていただくという形で伺うということはある。
- 親権をどちらも放棄した場合はどうなるのか。
- 紛争が激しくなっていく中で、お互いに親権者を相手にしてもらいたいという意見に至ることも事例としてはある。その場合には、裁判所としては、そのようなやりとりの結果として親権者が決まるのではなく、子どもにとってどこでどのように生活していくのが良いのか、両親に正面から考えていただいて、その上で決めていくよう、調停のプロセスの中で粘り強く働きかけをしていくことになる。その中で他の離婚条件の紛争解決を一つずつ進めながら、全体として離婚された後の家族関係の持ち方をできるだけイメージをしていただくようにして、最終的に結論を出すことを目指して取り組んでいる。そのような事案の場合、一朝一夕には合意に至らないが、慎重に交渉を進めながら合意をしていただくように努めている。
- どちらかに決まるのが多いということになるか。

- 今まで経験したもので申し上げますと、今申し上げたような状態というものは一時的なもので、最終的には両親に熟慮していただいた上で、どちらかが引き取る環境を整えていただき、それを踏まえた上で親権についての話を進めていただくことが多いと思われる。
- ◎ 圧倒的に多いのは、先ほどのDVDのように親権は自分が欲しい、相手方も自分が欲しいというのが普通の事例である。
- 最初に見せていただいたDVDはどのような方にお見せして、どのような効果があるのかお伺いしたい。
- 当事者の助言用として使っているものであり、これから面会交流の調停を進めていく方々に、それに先だって見ていただいたり、調停の早期段階の途中途中で見ていただくような使い方をしている。
- 2つタイプがあり、今日御覧いただいたのは、当事者助言用DVDと言われている内容で、ドラマ編と解説編とで構成されているものである。ドラマに出てくる子どもの年齢にある程度近いケースで、少し色々なことを情緒的に子どもの身になって考えてもらうことがふさわしい当事者に、調停期日の待ち時間などを利用して、別室で見ていただくような形で使用している。もう一つのタイプは、今日見ていただいたタイプより時間的に短く、手続をきちんと理解していただくというような仕立てになっているもので、最近見ていただく機会は増えてきているように思われる。そちらの方は現在最高裁のホームページから動画配信されているので、自宅のパソコンで御覧いただくことができるようになっている。

(3) 次回の予定議題

未定

(4) 次回予定期日

平成26年7月11日（金）午後1時30分